

2019年9月定例会(10月2日) 松谷清議員 総括質問に関する質疑全文

○36番(松谷 清君) それでは、通告に従いまして、市長の政治姿勢、そして、消防団の問題について質問します。

まず、市長の政治姿勢については、新清水庁舎をめぐる市民対話、住民投票等についてと海洋文化施設の2点あるわけでありますけれども、お伺いいたします。

市長は、初日に、大村議員に、反対があったとしても正しかったと言われることを確信している、風間議員には、3期目に成し遂げる決意と、力強く答弁いたしました。

この力強い決意で、新清水庁舎建設に反対する住民グループ8団体を説得すればいいわけでありますけれども、一方で、賛成する人とだけ面会すると受け取られる弱気な発言もしております。丁寧な説明をしていくと述べた立場から、その真意について伺います。

さらに、住民グループから求められた住民投票の実施に、市長発議をしない理由の1つに、多額な費用もかかるを挙げております。自治基本条例、市民参画条例において定められた市政における住民投票制度の役割についてどのように認識されているのか、伺います。

次に、海洋文化施設について、情報公開について伺います。

市長の政治姿勢の基本は、市民対話、市民参画、情報公開であるはずであります。海洋文化施設の事業規模が多く市民に知らされたのは、中日新聞8月14日の関係文書の黒塗りスクープ記事と言えます。この情報公開請求に対して、検討途中のものとして非公開だったものが開示になったわけですが、なぜ公開になったのか、今回の情報公開請求への対応について、情報公開を所管する総務局はどのような評価をしているのか、伺いたいと思います。

次に、監査委員からの消防団交付金への業務意見等についてお伺いいたします。

2018年度定期監査結果報告で、消防団交付金のあり方について監査委員業務意見が出されました。お手元、消防団資料1枚目の表です。

消防団は、静岡市の組織と地域の自主的な団体の二面性を持ち、静岡市の組織の面で団員報酬、機材整備費などが直接支出される。自主的な団体の面は、公務に密接に関連する活動と団体の親睦を深めるための懇親会など私的活動に区分され、消防団交付金は公務に密接に関連する自主的活動に限定して支出すべきという内容であります。

監査委員からの業務意見となった消防団交付金の支出に対する課題と対処はどのように考えているか、伺います。

次に、非常勤特別職公務員である消防団員に支給される年額報酬、費用弁償について質問します。

2019年1月の毎日新聞「記者の目」は、全国都道府県所在地調査をもとに、実際に活動していない団員の名前を使って報酬を受け取る、いわゆる幽霊消防団員の存在や、報酬を個人に支給せず、懇親会などに活用している現状に、総務省から個人支給すべきとの通知があり、消防団の古い体質改善が必要だと指摘しております。これは、消防団資料の1ページの裏にあります。

2017年2月議会で、西谷博子議員がこの問題を取り上げ、当時の望月消防局長は、検討すると答弁しております。

最近、私のところに、いまだに改善されていないとの情報提供がありました。

そこで、3点お伺いいたします。

この3年間における個人口座振り込みに対するこれまでの経緯と課題はどのようなものがあるのか、伺います。

2つ目に、毎日新聞から、出勤していない団員への年額報酬、費用弁償支給アンケート調査にどのように回答されたのか、伺います。

次に、費用弁償請求の際の出動回数を制限する指示文書が出されておりますが、その背景は何か、何を解決しようとしているのか。消防資料3枚目の表になります。

以上、1回目の質問です。

13

○公共資産統括監(吉井博昭君) 定例記者会見での発言についてですが、これまで新清水庁舎を初めとする清水のまちづくりに関しては、市長ミーティング室などを活用し、市長みずからさまざまな団体と対話を重ねてきたほか、当該8団体を含め、建設地近隣の自治会長など、事業に関心を持たれている市民の皆さんに対して、随時説明や意見交換によりコミュニケーションを図り、事業の内容に理解を求めてきたところです。

清水のまちづくり、そして清水のまちを再生していきたいという思いを市民の皆さんと共有しながら、建設的な議論をしていきたいと考えております。引き続き、多くの市民の皆さんに御理解いただけるよう、適切な対応と説明に努めてまいります。

14

○企画局長(前田誠彦君) 静岡市自治基本条例及び静岡市市民参画の推進に関する条例における住民投票の役割についてですが、住民投票は間接民主主義制度を補完し、住民の総意を的確に把握するための制度であるとの認識のもと、静岡市自治基本条例第25条において、市政の特に重要な事項について広く住民の総意を把握するため、条例で定めるところにより住民投票を実施することができると規定しております。

一方で、市長が発議して行う住民投票につきましては、市長がマニフェストを踏まえた選挙において信任を受けたこと、さまざまな機会を通じて対話や情報発信を行っていること、住民投票の実施には多額の経費を要すること、以上の3点を総合的に勘案し、実施しないと判断いたしました。

15

○海洋文化都市統括監(山本高匡君) 海洋文化施設に係る情報公開について、情報公開請求に対する対応についての御質問でございます。

本年9月3日付の新聞報道にもあったとおり、一部公開しても支障がない情報を非公開としてしまう対応がございました。また、公開する情報であるか、また、非公開とする情報であるかは、その判断を行う時期により異なる場合もございます。今回のように、一旦非公開とした情報であっても、時間の経過により公開できる情報に変わることがございます。

今回の海洋文化施設に係る情報公開につきましては、見直しを行った時点において、今申し上げたその両面から改めて判断し、事業規模などの資料について、公開できる部分は公開いたしました。

16

○総務局長(豊後知里君) 新聞報道された情報公開請求への対応の評価についてですが、静岡市情報公開条例においては、情報公開請求のあったときは、非公開とすべき情報を除き公開しなければならないと定められています。検討の過程にある情報については、同条例において非公開とすべきものとしている審議、検討または協議に関する情報に該当する可能性があります。

しかしながら、単に審議、検討または協議に関する情報であることをもって非公開にできるわけではなく、情報を公開した場合に意思決定の中立性が不当に損なわれたり、市民の皆さんの混乱を招くなどの影響が生じる情報だけを非公開にすることができます。

今回の情報公開請求の対応では、このような影響を生じさせることのない情報についても非公開としたところがあり、適切でない取り扱いがありました。

今回のことを重く受けとめ、情報公開請求に関する取り扱いについて、局長会議において周知するとともに、全課宛てに通知いたしました。引き続き、適切な対応がなされるよう取り組んでまいります。

17

○消防局長(村田吉伸君) 消防団交付金への業務意見等について、4点の御質問にお答えいたします。

消防団交付金の支出に対する課題と対処はどのように考えているのかについてですが、監査委員からの業務意見のとおり、消防団にはその活動によって3つの側面があります。

1つ目は、火災などの災害対応や救命講習などの公的活動です。

2つ目は、自主防災組織に対する訓練、指導などの公務に密接に関連する自主的な活動です。

3つ目は、団員の親睦のための懇親会などの私的活動です。

その活動経費に関しては、原則、公的活動は市の直接支出で、また、公務に密接に関連する自主的な活動は、市が消防団に支出している交付金で対応しております。

しかし、公的活動である消防車のパンク修理のように、消防団が対応することで迅速に処理が行われ、事務の効率化が図れるものは交付金で対応しています。このため、消防団交付金の対象を明確にするため、要綱整備を進めているところです。

なお、要綱整備に合わせ、交付金の見直しを行い、令和2年度より家族福利厚生費を廃止することといたしました。

次に、個人口座への振り込みに対する経緯と課題についてですが、これまで総務省消防庁からの報酬の受け取りに関する通知などを受け、分団口座から個人口座への振り込みについて、消防団員の意見なども参考とし、検討してまいりました。

本市の試算では、振り込み件数は年間5万件に及ぶことから、この処理をいかに安全、確実かつ効率的に行うかという課題があります。

次に、毎日新聞が行ったアンケート調査の回答についてですが、このアンケート調査は、消防団の報酬について全国調査を実施するというもので、調査対象は、全国の県庁所在地の消防局に対して回答を求めたものでした。

主な質問と回答についてですが、報酬の支払い方法については、分団の口座に振り込んでから個人へ支給していること、出勤履歴の把握については、誰がいつ活動したのかを確認する履歴があること、履歴の確認については、毎月、各分団からの出勤報告にて出勤履歴を管理していること、活動に参加していないと見られる団員数については、平成27年度、28年度の2年間で全く活動履歴がない人数が8人であることなどを回答しております。

なお、活動履歴のない8人については、みずからの仕事の都合などにより、訓練など日中に行われている消防団活動への参加ができず、出勤手当の支払いがない団員のことで、夜間等の災害には出勤できるよう備えていたことから、年額報酬については、支払いを行っております。

次に、費用弁償請求の際の出勤回数の制限についてですが、費用弁償のうち、訓練や機械器具の点検、予防巡回回報については、基本となる回数を設定しており、その都度、消防団長から通知をしております。これは、費用面から出勤回数を制限しているのではなく、各分団の訓練などが過剰に行われ、団員の負担が大きくなることを防ぐため、各分団に平準的な活動をお願いする意味で発出しているものです。

なお、火災や風水害などの災害については、回数の上限は設定しておらず、出勤していただいたもの全てを支給対象としております。

〔36 番松谷 清君登壇〕

18

○36 番(松谷 清君) それでは、2回目の質問をいたします。

市長の発言なので、私はぜひ市長に発言してほしかったわけではありますが、言わずもがな、大変残念であります。

住民投票とは、住民の自己決定権の制度化であるわけであります。その意味で、無論、住民投票条例が議会で可決される必要がありますけれども、テーマが清水庁舎及び清水のまちづくりに関するということで、投票資格者を清水区民に限定する条例案は可能なかどうか、お伺いしたいわけであります。

2つ目に、市民参画条例施行規則では、署名収集期間は1カ月以内となっておりますが、県、指定都市について既に改正された地方自治法施行令に合わせ、2カ月以内に改正する考えはないのか、伺いたいと思います。

3つ目に、市長は対話も行わず、住民投票も発議しないということならば、私は代替措置として、シンクタンクの構想日本を軸に、全国で注目される無作為抽出住民協議会を設置するという考えは持てないのか、伺いたいわけであります。

この協議会というのは、選挙人名簿から100人ずつ、100人区切りで選んで、その方々に応募してもらって、住民が市政等について協議していくという新しい手法で、全国的にも注目されているわけでありまして、そういう方法の考えは持てないのか、伺います。

次に、海洋文化施設についてお伺いいたします。

公文書は、原則公開であります。今回は検討情報との理由をもって非公開とされた経過があるわけでありまして。総務局からは、一部に適切でない取り扱いがあったと評価されました。

中日新聞社の情報公開請求に、隠さなくてもいい情報を隠した、その対応に基本姿勢の後退を感じるわけでありまして。

一転して公開となった関係文書は4つありまして、1つは、お手元資料A3の2枚物でありますけれども、2016年基本構想段階の三菱総研案、それから、2つ目が、2018年12月17日段階のパンフィックコンサルタント案、3つ目が、12月18日の静岡市の修正案、4つ目が、ことしの2月6日の経営会議資料の4つありまして、この公開によりまして、事業コストの具体的な数字、経過が初めて明らかにされたわけでありまして。そして、9月議会の案の提出に至るまでの事業コストの激しい揺れ動きをここで知ることができることになったわけでありまして。

議会を含めて、事業規模240億円は衝撃でありまして、一方で、情報公開は市民参加の大前提であります。

そこで、お伺いしたいわけでありまして。

公開された2018年12月重要政策検討会議議事録には、財政局長から、パブリックコメント資料に事業費を記載すべきと、再三の意見が述べられております。示せなかったのはなぜなのか、伺います。

2つ目に、公開された4案と補正原案をもとに質問しますが、PFIの事業期間が33年間から18年間となったのはなぜなのか。

2つ目に、その18年の中で3年は建設時期ということでありまして、事業規模は15年換算で、事業総額はそのお手元資料で272億円から168億円余と揺れ動く。その理由は、入館料収入が150億円から72億円余に変動したことが反映されているということでありまして。なぜ、入館料収入は減少傾向に推移しているのか、伺います。

3つ目に、運営費における市負担も激しく揺れ動き、15年換算で運営費は95億円から154億円と動き、市負担も最初はゼロから、68億円と余りにも激しい揺れ動きであります。増加したのはなぜか、伺いたいと思います。

次に、消防団の問題について伺います。

指摘への対処で、クリスマスプレゼント、家族への慰労ということで、家族福利厚生費なんかは交付金から支払われておったわけですが、消防団資料の2枚目の表ですけれども、657万円の家族福利厚生費を廃止するということがあります。

各自治会から多額な防火協会費も財源にする私的活動の中には、監査委員意見の公務にかかわる自主的活動もあると推測されますが、どのように取り扱っているのか伺います。

次に、静岡市においても、年額報酬が個人に支給されず、プール金化され、私的活動である懇親会などに使用されている消防団体は数多くあります。情報提供者によれば、長期にわたって活動を休止しているのに、お手元資料最終ページ、毎月の出勤実績報告書に出席とつけられ、もちろん年額報酬の費用弁償も受け取っていないとのことでした。なぜこのような不正が続くのでしょうか。

1回目の答弁を総合いたしますと、プール金が生まれる要因としては、4つのことが考えられます。

第1は、非常勤公務職として入団、任命されれば、長期に活動を休んでも待機団員として位置づけられ、報酬は支払われ続けること。

第2は、入団時に退団まで年額報酬や費用弁償の請求、受領に関する権限を分団長に委任する文書が提出されていること、これは消防団資料の2ページ目の裏のほうに書かれております。第3に、予算の制約上の出勤回数の制限は、制限を超える熱心な団員への費用弁償が支払われず、一方で、この文書が長期に休んでいる団員の費用弁償を請求できる根拠となり悪用されていること。先ほどの消防局長の答弁では、過剰な訓練を抑制するための文書だと言っておりますけれども、その文書が悪用されております。

4つ目に、江戸時代から自治が尊重されてきた消防団ゆえに、年額報酬や費用弁償が、本人でなく、分団役員による三文判受領印文書の作成が許容され、プール金化をよしとする体質が温存されていることになるわけがあります。

そこで、3点伺います。

全団員に対して、実際に活動していない団員や年額報酬等の受け取りについて、実態調査を行う考えはないのか。

2つ目に、長期に休んでいる団員が把握されれば、逆に言えば、実際に活動している団員を把握できればプール金をなくしていく一里塚になるわけがあります。分団長への振込委任状は毎年提出させることを検討すべきではないのか、伺います。

3つ目に、個人に支給されていない可能性について、どのように認識されているのか、伺いたいと思います。

2回目の質問です。

19

○企画局長(前田誠彦君) 住民投票に関する2点の質問についてお答えいたします。

まず、投票資格者を清水区民に限定する住民投票条例案の提出は可能かについてですが、住民投票の目的や方法については、個別に制定する住民投票条例にて規定することになります。投票資格者を限定した条例案の提出自体は可能ですが、広く住民の総意を把握するためという住民投票の趣旨に沿ったものであるかを含め、議会において十分に審議されるべきものであると考えております。

次に、静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則の改正についてですが、同規則における住民投票の実施請求に関する署名収集期間は、平成19年に規則を制定した当時の地方自治法施行令との整合を図り、これを1カ月以内としております。その後、地方自治法施行令が改正され、指定都市における署名収集期間が2カ月以内へと延長されていることから、その改正の趣旨や他の指定都市の状況を踏まえ、規則改正も選択肢の1つであると認識しております。

なお、現時点においても、地方自治法を根拠に署名収集期間を2カ月以内とする住民投票の実施請求は可能であります。

20

○公共資産統括監(吉井博昭君) 住民投票の代替としての住民協議会を設置する意向についてですが、住民協議会とは、議員の御質問の中にもありましたとおり、住民基本台帳や選挙人名簿から無作為に選ばれた住民がまちの課題などを議論する任意の取り組みだと認識しております。

新清水庁舎建設事業を含む清水のまちづくりについては、平成29年に清水まちなかタウンミーティングを開催し、多くの市民の皆さんに御参加いただき、説明や意見聴取をまいりました。

さらに、平成29年度に市民アンケート調査を実施したほか、基本構想、基本計画の策定に当たっては、パブリックコメントを実施し、さまざまな意見をいただけてきました。

以上のとおり、これまでさまざまな手法で住民意見を聴取し、庁舎の計画に反映しながら進めてきたため、住民協議会を設置する予定はございません。

21

○海洋文化都市統括監(山本高匡君) 海洋文化施設の御質問にお答えいたします。

昨年12月のパブリックコメントについて、事業費の記載がなかったのはなぜかでございますが、平成30年12月22日から翌年1月22日まで実施いたしました本施設の基本計画策定に係るパブリックコメントでは、施設のテーマ、展示計画、活動計画などについて、市民の皆さんの御意見を伺いました。

議員御指摘のとおり、本施設の事業費の推計については、平成29年度の基本構想策定時点から本9月議会上程に至るまで、各時点における検討内容を反映し、試算してまいりました。昨年12月の基本計画に関するパブリックコメント実施時点においても、推計値は存在しておりましたが、事業者等へのヒアリングを経ておらず、精査されていない状態のため、公表は差し控えました。

次に、事業規模の具体的な揺れ動きについての3点の御質問にお答えいたします。

まず、PFIの事業期間が33年間から18年間になった理由についてですが、当初の想定は、民間事業者の運営ノウハウを十分に活用できる事業期間を、長期33年間に設定しておりました。しかし、本施設は最新のデジタル展示技術の導入を含め、施設の魅力向上を図るため、その時代に応じた大規模更新などが想定されること、他に類のない施設であるため、入館者数の推計が難しいことなど、将来的な不確定要素を民間事業者が負える期間を鑑み、事業期間を当初の設定より短い18年間としたものです。

次に、入館者数、入館料等収入が減少傾向に推移した理由ですが、当初は運営独立採算を目指していたこともあり、アミューズメントによる集客をメインとした民間事業者が運営する比較的規模が大きい水族館を類似施設として選び、入館者モデルを構築したため、収入を大きく見込んでおりました。

その後、教育・研究といったテーマをあわせ持つ施設であることを反映するため、公設文化型施設と言われる比較的規模が小さ目で特定のテーマを展示するような施設を類似施設として選び、市場調査の状況なども加味して、入館者数モデルを見直したことにより、現在の入館者数、入館料見込みとなりました。

最後に、市負担額が増加している理由ですが、事業費推計が進む中で、教育・研究といった公が担うべきテーマを展開するために、魚などの展示だけでなく、海洋・地球の研究を展示するための整備費や、体験プログラムの充実のための人件費や運営費などを見直し、合わせてさきに述べた入館料等収入の見込みを精査した結果によるものです。

このように、事業規模の揺れ動きは、過去からの施設のテーマ、展示計画、活動計画などの検討の過程であり、精査を重ねた結果、現在9月議会に上程している事業規模が国際海洋文化都市のシンボルとして本施設が事業展開していくために必要な事業規模だと考えております。

○消防局長(村田吉伸君) 消防団交付金への業務意見等について、4点の質問にお答えいたします。

公務に密接に関連する自主的な活動の取り扱いについてですが、消防団の活動については、私的活動を除いて、消防団を統括している消防団長の指示、命令によることが原則となります。

先ほどの答弁のとおり、消防団には公務に密接に関連する自主的な活動があります。これについては、自治会からの依頼による警備など、分団単位で活動するものが多くを占めます。

活動内容の取り扱いについては、分団長の独自の判断ではなく、分団長からの申し出により、団長が承認したものを公務に密接に関連する自主的な活動を取り扱っています。

次に、全団員に対する実態調査を行う考えはないのかについてですが、団員の現況については、入団時に住民票を提出させていますが、その後の団員の居住地、勤務地の移動があった場合は、団員から分団長へ報告をすることになっております。また、転勤などにより長期にわたって活動ができない団員については、団長宛て、活動ができない旨の報告をさせております。

さらに、在団中には、活動服などの個人貸与品のサイズを全団員に自己申告させています。

また、消防車の運転をする団員については、運転免許証の写しを提出させています。

このように、実際に活動している団員を確認しております。

団員報酬の支給については、入団時に全団員が報酬などの受領に関する取り扱いを分団長などの代理人に委任する委任状を提出しております。分団長は、分団口座に一括振込された報酬などを分団員に個別に支給するとともに、受領印をもらうことになっております。

このように、団員の現況や報酬の受け取り状況については、いずれも確認ができていることから、直ちに実態調査を行うことは考えておりません。

次に、実際に活動している団員の把握のための方策についてですが、先ほどの答弁のとおり、実際に活動している団員の把握はできておりますが、あわせてより確実な現況の確認方法を検討してまいりました。

そこで、入団時に提出させている委任状を定期的に提出させることによって、本人が在籍していることを確認することとし、本人直筆の委任状を毎年提出させることで対応を図っていく準備を既に進めております。

次に、個人に支給されていない可能性についてどのように認識しているのかについてですが、団員報酬等を分団員に支給する際には、必ず受領印を押させることになっています。受領状況については、毎年行われる消防団の事務監査において確認がなされております。この受領印により、報酬は個人に支給されているものと認識しておりますが、個人に支給されていることをより明確にするために、令和2年度より本人直筆による受領書へのサインをとるように既に準備を進めております。

〔36 番松谷 清君登壇〕

○36 番(松谷 清君) それでは、3回目の質問をいたします。

住民投票につきましては、創生静岡が提案しております住民投票条例の質疑の中で続けてやりたいと思います。

それから、無作為抽出住民協議会は、新たな住民合意という点で、なおかつ反対の市民、区民の皆さん、住民の皆さん、大変多いわけですので、私は実施をぜひともやっていただきたいことを要望しておきたいと思います。

海洋文化施設についてお伺いします。

これは、大村議員の質問に答えていただいていますけれども、経済波及効果数値の公表を含めて検証していく必要があると思いますので、公開を求めたいと思います。

それで、答弁が今ありましたけれども、パブコメで事業規模を示さなかったのは、その検討過程云々だ、数値は皆持っていましたよと言うんだけど、実は余りの多額な事業規模、それから静岡市の負担が余りにも大きいことを知らせてくなかったんじゃないのかと思います。

また、一連の事業規模、入館料収入、運営費、市負担の激しい揺れ動きは、コンセプトの不鮮明さと議論の未成熟が原因ではないかと思えますけれども、こうした経過を考えれば、規模縮小を含め、事業の再検討が必要ではないのか、お伺いいたします。

次に、VFMが14.5%ということでもありますけれども、海洋教育の分野を取り入れたことにより、運営費における市負担はゼロから68億円へと大幅に増加しました。事業者の利益額は、14億円から4億円に縮小しております。監査委員から、東海大学やJAMSTECの関与も生煮えと意見されております。PFI事業によるメリットがあるのか、甚だ疑問であります。直営の再検討をしてもいいのではないかと、伺いたいと思えます。

次に、消防団の問題についてお伺いいたします。

今、る丁寧な説明をいただきました。来年度は委任状の問題、あるいは受領印の問題等も若干の改善が進むということが明確になったわけであります。

しかしながら、今も以前からも、公文書偽造、詐欺的行為と疑われる、本人でなく、分団役員による受領印文書によって交付金が支出されている事実は容認できないわけであります。団員報酬等の支給にかかわる諸問題に対する監査の必要性についてどのように考えるか、監査委員にお伺いしたいわけであります。

2つ目に、消防局として、この監査の問題は、今、消防局長が問題がないんだというような答弁をされているんですけども、しかし、改善の余地があるということは、彼らも認めているわけでありまして、そこにはさまざまな問題があるということの事実は、私自身が情報提供を受けた方もいろんな議論をした中でも確認されておりますので、これは監査の必要性が私はあると思えます。

次に、消防局として、これらを踏まえれば、個人口座への振り込みの対応は明確にする必要があるのではないのかと思うわけであります。

いずれにしても、災害が多発するこの時代、多様な価値観とボランティア精神に支えられた新しい消防団に再生、発展していくために、私は9月議会決算審議において、交付金の不正支出をまず改めて、改革の方向性を打ち出していく必要があると思えます。

ちなみに、決算審査の対象となる消防団交付金は、1億762万円余、家族福利厚生費は削減されますので、若干減額になると思えますけれども、消防団員報酬は2億6,220万円余、内訳は、年額報酬が1億57万円余、出勤費用弁償が1億5,480万円余になります。この中でどれだけの規制があるのかどうかということによりまして、交付金が公正に支出されていないことが現実にあるわけであります。

企業消防委員会での決算審議に期待をして、質問を終わります。

24

○海洋文化都市統括監(山本高匡君) 海洋文化施設に関する2点の御質問にお答えします。

規模縮小の再検討をするべきではないかについてですが、現在、事業者公募の前段として、実施方針と要求水準書(案)を公表しており、施設規模を9,500平米程度と規定しております。

この施設規模は、当初の基本構想では、本施設の目的や機能の達成のために必要な規模を、類似施設等を踏まえ1万平米程度としました。その後、基本計画の策定から要求水準書(案)の公表に至るまでに、展示テーマ、展示計画を踏まえ、必要と考えられる諸室の広さや設備の規模を想定し、展示エリア3,400平方メートル、教育普及・研究連携エリア900平方メートルなど、諸室ごとに精査した結果、施設全体として9,500平方メートル程度が必要であると算出したものです。

次に、直営の再検討をすべきでないかについてですが、先にVFMという言葉の御説明ですが、バリュー・フォ

一・マネーという指標でございますけれども、市直営の事業に対してPFI方式がどれだけ経費削減できるのかという指標でございます。

このVFM14.5%は、PPP導入可能性調査における昨年度末時点の試算で、市がみずから実施する従来方式と比較して、PFI事業として実施した場合のほうが建設費や管理運営費などにおいて効率的に実施可能であると、定量的評価として算定されたものです。この場合、14.5%削減できるという評価でございます。

総務省のPFI事例研究報告書においては、VFM10%以上を事例検討の対象施設としていることから、VFM14.5%は決して小さいものではなく、PFI方式を採用した大きな理由の1つとなります。

また、さきに述べましたPPP導入可能性調査においては、VFMという定量的評価だけではなく、定性的評価として建設・運営の一括発注による運営を見据えた施設設備が可能となること、長期契約による運営ノウハウの蓄積によりサービス向上とコスト削減が可能になることなどのメリットがあるとの評価を示されたことから、PFI方式を採用することにいたしました。

本事業においては、今申し上げましたPFIの利点を生かしつつ、市としましても、海洋の教育研究機関とのつなぎ役ですとか、地域活性化に向けた市民、地域関係者との連携推進役など、市だからこそできる役割を積極的に果たしてまいります。

25

○代表監査委員(村松 眞君) 消防団員の団員報酬等の支給に関する諸課題に対する監査の必要性の考え方についてお答えいたします。

地方自治法に基づく監査委員監査は、監査基準に基づいて独立的立場から財務会計上の行為や業務執行上の手続などについて、会計規則などの諸法令や諸帳簿などの資料に照らした客観的な事実に基づき、個別具体的にその必要性を判断することとなります。

ただいま議論されております消防団員の団員報酬等の支給方法の諸課題についても、消防局がその支給手続の適法性や妥当性についての認識を整理した上で、客観的な事実関係を説明することが前提となり、これが明確となった段階で具体的な監査の必要性を判断することとなるものと考えております。

26

○消防局長(村田吉伸君) 個人口座への振り込みに対する対応についてですが、個人口座への振り込みについては、過日行われた団本部会議において実施していくことで合意されました。

今後は、個人口座への振り込みに向けた手法や課題の検討を行い、早期の実現に向けて準備を進めてまいります。